

認定薬剤師研修手帳利用手引

改訂版



一般社団法人日本女性薬剤師会
薬剤師生涯学習センター
生涯研修認定制度 G16



(2022.8.31)

認定薬剤師研修制度の目的

近年の急速に進行する少子高齢化や激変する経済・社会情勢を背景に、薬剤師を取り巻く環境も大きく変貌し、医薬分業の進展、医療の高度化・複雑化、さらに薬学教育6年制の実施、医療法・薬機法の改正等により、国民のセルフメディケーションの向上を支援するなど薬剤師の果たす責務はきわめて重いものがある。

日本女性薬剤師会では、男女を問わず薬剤師としての自己研鑽への支援として、最新の専門的な情報をわかりやすく解説し、科学的な考え方を学ぶことができるような薬剤師継続学習通信教育講座、薬剤師生涯学習コース（学術講演会、各種研修会、移動セミナー）等を開催している。

一般市民が生涯を通して健康な生活を送るためにプライマリ・ケアができるよう、最新の医療を熟知し、薬剤師業務を行うことはもちろんであるが、男女に関係なく、助言や相談に即応できる薬剤師を一人でも多く育てる生涯教育を実施し、薬剤師全体の地位向上を目指していきたいと考える。また、医師や看護師などと多職種連携し、在宅医療に対し薬剤師の職能を十分に発揮できるように実践を加え、訓練の場とし、社会に貢献できる薬剤師を育成するための特徴あるプログラムを提供し、遂行したい。

認定薬剤師研修制度とは

1. 認定薬剤師とは

薬剤師が医療の担い手として対物および対人業務における職責を果たすためには、日々の業務に習熟しているだけでなく、更なる資質向上のために自己研鑽に励み、常に継続して自らの能力の維持と向上に努めることが必須である。そのためには、一定以上の基準を満たした研修を継続して受講し、その自己研鑽の成果が評価されることが必要である。

薬剤師が、自らが一定以上の基準を満たした研修を受けた証として取得した認定単位を研修実績として、研修認定機関（プロバイダー）に申請することによって得られる称号が「認定薬剤師」である。

2. 研修認定機関（プロバイダー）とは

個々の薬剤師の研修実績に対する評価は、第三者評価機関である「公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（C P C）」の厳正な審査を受け認証された研修認定機関（プロバイダー）が行なう。

対象とする研修・認定には、①生涯研修認定制度（G） ②特定領域認定制度（P） ③専門薬剤師認定制度（S） ④その他の薬剤師認定制度（E）がある。

2022（令和4）年4月1日現在、C P C認証を受けたプロバイダーは以下に示す33機関である。

- G01 日本薬剤師研修センター
- E01 東北大学大学院薬学研究科
- G02 東邦大学薬学部
- G03 薬剤師あゆみの会
- G04 慶應義塾大学薬学部
- G05 イオン・パピコム人材総合研修機構
- G06 明治薬科大学
- P01 医薬品ライフタイムマネジメントセンター
- G07 神戸薬科大学

- G08 石川県薬剤師会
- G09 新潟薬科大学
- G10 北海道薬科大学
- G11 星薬科大学
- G12 昭薬同窓会・平成塾
- G13 医学アカデミー薬学ゼミナール生涯学習センター
- P02 日本プライマリ・ケア連合学会
- G14 北海道医療大学
- G15 埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター
- G16 日本女性薬剤師会**
- G17 日本大学薬学部
- P03 日本在宅薬学会
- P04 日本病院薬剤師会
- G18 薬局共創未来人財育成機構
- G19 昭和大学薬学部
- G20 ソーシャルユニバーシティ
- G21 神奈川県薬剤師会
- G22 近畿国立病院薬剤師会
- G23 上田薬剤師会
- P05 神戸薬科大学
- G24 京都薬科大学
- G25 日本薬剤師会
- P06 日本くすりと糖尿病学会
- G26 東京都薬剤師会

これらプロバイダーは、それぞれ特色を持つ独立した機関として並列に存在しており、研修に対する認定単位シールを発行することができ、「認定薬剤師」を認定することができる。なお、どのプロバイダーで取得した単位も原則として共通に有効（互換性）で、合計習得単位としてカウントされる。申請に必要な単位を取得した薬剤師は、どのプロバイダーにも認定証の申請が可能であり、どのプロバイダーからもすべて同

格の「認定薬剤師」が認証される。

3. 日本女性薬剤師会生涯研修認定制度

日本女性薬剤師会における薬剤師生涯学習に関する歴史は古く、1968（昭和43）年から学術講演会、2003（平成15）年から薬剤師による在宅医療活動の活性化を目的とした移動セミナー、2004（平成16）年からは通信教育講座診療ガイドライン・薬剤コース（現在の薬剤師継続学習通信教育講座）等が実施されてきた。

これらの研修実績を基盤として、日本女性薬剤師会は2012（平成24）年12月、CPCによって生涯研修認定制度プロバイダー（認証番号G16）として認証された。一般市民が生涯を通して健康な生活を送るために、プライマリ・ケアと最新医療を熟知した薬剤師の育成を目指して2013（平成25）年4月に生涯学習事業を本格開講した。

薬剤師生涯学習センターが事務管理を担当し、全国の薬剤師の生涯学習を支援・推進し、一定の期間、集合研修や自己研修によって定められた単位を取得し、自己研鑽により資質向上への努力を継続している薬剤師に対して、3年間の有効期限を設けた「生涯研修認定薬剤師」を認定している。

男女を問わず薬剤師としての自己研鑽への支援として、最新の専門的な情報をわかりやすく解説し、科学的な考え方を学ぶことができるような通信教育講座、学術講演会、女性のライフステージに関する健康課題で学習する臨床薬学研修会（婦人科ファーマシューティカルケア研修）、医療安全セミナー、移動セミナー等を開催している。2022（令和4）年からは新たにe-ラーニング自己研修を開講する予定である。

なおG16は、2015（平成27）年に更新1回目認証、2021（令和3）年に更新2回目認証を取得した。



認 証 状

一般社団法人

日本女性薬剤師会殿

貴団体の下記認定制度は
薬剤師認定制度認証機構の
定める基準に適合することを
認めこれを証します

制度の名称 生涯研修認定制度

認証番号 G16

有効期限 令和9年12月13日

(初回認証期日平成24年12月14日)

令和3年12月10日

公益社団法人

薬剤師認定制度認証機構

代表理事 吉田武美



開講講座

① 薬剤師継続学習通信教育講座

年8回の通信教育講座への参加と年1回の研修会（スクーリング）への参加で、履修単位（15単位）を取得できる。5単位の自己研修のみの参加も可能である。通信教育講座、自己研修ともに、各回の興味のある課題に関連した症例、病態、日常業務への反映等について論文入門研修（各回2単位）を受けることによって、論文作成のプレ教育の場としても学習できるようになっている。

② 薬剤師生涯学習コース

・学術講演会

全国で活躍する薬剤師に対する指導薬剤師研修と位置付け、年に1回、東京都女性薬剤師会との共催により東京において開催している。女性を取り巻く保健・医療をさまざまな観点から見つめ、国際的な情報も含め、最新の医療知識が得られるよう、継続的な生涯教育として実践している。また、学術講演会テキストを活用し、各都道府県女性薬剤師会で「伝達講習会」を開催することを奨励している。

・各種研修会

薬剤師免許取得後の薬剤師に対して、レベルアップのための集合研修の場を提供する。特に、疾患と薬物治療の観点からだけでなく、セルフメディケーションあるいはチーム医療における薬剤師に期待される基礎から最新のトピックスまでの知識習得に重点をおく

③ 移動セミナー

生涯教育の一貫として学習意欲の高揚と地域活性化、在宅医療推進を図る目的で、「移動セミナー」を企画している。老人介護、在宅医療推進の立場から、各県の女性薬剤師会と協力し、地域に即した薬剤師の活動や情報提供を共有できるようにする。

④ e-ラーニング自己研修**

保健医療、薬物治療、臨床医学のトピックスを映像コンテンツで配信する。自己学習を行い、確認試験の解答によって学習成果を自己点検する。

<** 2022（令和4）年度内開講を予定しています>

受講者への付与単位

受講者への単位付与については、(1) 本会の主催・共催事業、(2) 論文・学会発表、(3) 他機関での研修に対し、単位を付与する。

単位の換算は、次のとおりとする。

●本会の主催・共催事業

①薬剤師生涯学習コース	90分	1単位
②薬剤師継続学習通信教育（通信教育講座）		1.5単位
③薬剤師継続学習通信教育（自己研修）		5単位
④薬剤師継続学習通信教育（論文入門研修講座）		2単位
⑤研修会・講演会（シンポジウム、フォーラムを含む）	90分	1単位
⑥e-ラーニング自己学習	1コンテンツ	1単位

※研修会・講習会（薬剤師生涯学習コース、シンポジウム、フォーラムを含む）の講師になった場合は、受講単位のほかに1単位が付加される。

●論文発表

・主著者（first author または corresponding author）	5単位
・共著者	2単位

●学会発表

・発表者	2単位
・共同発表者	1単位

※学会発表は、国内外の学会及び日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・日本女性薬剤師会等の職能団体が主催する学術大会等での発表を認定する。

※国際学会については、発表単位のほかに参加・聴講に対する1単位を付加する。

※論文発表と学会発表の認定はあわせてI期（新規の場合は4年間、更新の場合は3年間）10単位までとする。

●他の認証機関の実施事項

新規申請では20単位、更新申請の場合には15単位の範囲内で認定する。

●その他新規事業については、認定薬剤師研修制度委員会で審議し、単位数を決定する。

●論文および学会発表による単位認定

申請書（様式4あるいは5）およびその他の必要書類を添えて、簡易書留にて下記の宛先まで郵送する事。認定薬剤師研修制度評価委員会による審査終了後、単位認定シールを送付する。なお、論文および学会発表による単位認定に対しては、1単位につき1,100円（税込）の認定シール発行手数料を徴収する。

送り先 〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目2-17

喜助お茶の水ビル3階

一般社団法人日本女性薬剤師会 薬剤師生涯学習センター

認定薬剤師研修制度委員会 宛

履修に関する手引き

1. 本会の薬剤師生涯学習コースは、指導薬剤師研修や薬剤師免許取得後の薬剤師のレベルアップのための集合研修の受講コースであり、最新の医療知識、疾患と薬物治療、セルフメディケーションやチーム医療における基礎から最新のトピックス、医療安全、女性の各ライフステージにおける健康支援、薬剤師を取り巻く国際的動向等を学習する。出産・子育て・介護等で就業を一時中断した薬剤師の復職を支援するテーマも提供する。本会主催又は共催の学術講演会、各種研修会の受講によって、90分1単位が取得できる。単位取得対象のプログラムは、本会ホームページに掲載される。
2. 本会の薬剤師継続学習通信教育（通信教育講座）の15単位取得には、全8回テキストの各巻末に掲載されている演習問題に対する解答の提出、年1回のスクーリング講座への出席、1年間の終了時に研修成果のレポート提出（規定用紙）が必要である。なお、提出した演習問題の解答は添削して返却される。
3. 本会の薬剤師継続学習通信教育（自己研修）の5単位取得には、1年間の終了時に研修成果のレポート提出（規定用紙）が必要である。
4. 本会の薬剤師継続学習通信教育（論文入門研修講座）の2単位取得には、規定の用紙を用いて、学習後に興味があった課題に関連した症例、病態、日常業務への反映等について、「テーマ名」「目的」「結果」「考察」「結論」「文献」の順に論文作成の手順に従って、考えをまとめて提出する。提出した原稿は、学識経験者が添削を行った後に返却される。評価によっては、再提出を求められる場合がある。全8回すべての論文提出を行えば16単位取得することができるが、薬剤師継続学習通信教育（通信教育講座）又は（自己研修）を受講していなければならない。なお、各回2,000円の受講料が別途、必要である。
5. 本会の研修会・講習会（薬剤師生涯学習コース、シンポジウム、フォーラムを含む）の講師になった場合は、受講単位のほかに1単位が付加される。
6. 本会の座学による研修会・講習会（薬剤師生涯学習コース、薬剤師継続学習通信教育（通信教育講座）のスクーリング、シンポジウム、フォーラムを含む）は、非常事態（自然災害、感染症のパンデミック、原子力事故などの災害等）のため座学集合研修が困難であると主催者が判断した場合に、代替策としてWeb会議ツールを使用した遠隔講義方式を認めることがある。ただし、講義の実施と同時に配信するものに限ることとし、録画したものを配信するものは対象外とする。なお、受講者の本人確認の方法、受講時間管理の方法、単位認定シールの交付方法等については「Web会議ツールを使用した研修会の遵守事項」に従う。

7. 論文発表は、査読制度を有する国内外の学術雑誌に、和文又は英文で掲載された原著、レター及びレビューを認定する。なお、論文の主著者とは、筆頭著者(lead author)又は第一著者 (first author) あるいは責任著者 (corresponding author) であり、当該研究に対して最も大きな貢献をなし、論文の大部分を執筆・編集した者をいう。一方、共著者 (co-author) とは、第二著者から最終著者 (last author) まで、当該研究の共同作業者及び研究データの分析もしくは解釈に重要な貢献をし、論文原稿の批判的修正や最終稿の承認などを行う指導教授や研究責任者のすべてを含む。

FIP ; International Pharmaceutical Federation (国際薬剤師・薬学連合) FAPA ; Federation of Asian Pharmaceutical Associations (アジア薬剤師会連合) APhA ; American Pharmacists Association (アメリカ薬剤師会)
ASHP ; American Society of Health-System Pharmacists (アメリカヘルスシステム薬剤師会)
AACP ; American Association of Colleges of Pharmacy (アメリカ薬科大学協会)
ACCP ; American College of Clinical Pharmacy (アメリカ臨床薬学会)
AASP ; Asian Association of Schools of Pharmacy (アジア薬科大学協会)

8. 学会発表は、国内外の学会及び日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・日本女性薬剤師会等の職能団体が主催する学術大会等での発表を認定する。国際学会については、参加・聴講に対しても1単位を付与する。国際学会にはFIP, FAPA, APhA, ASHP, AACP, ACCP, AASP 等が含まれる。

9. 論文及び学会発表による単位取得には、申請書(様式4あるいは5)及びその他の必要書類を提出する。認定薬剤師制度委員会による書類確認の後、単位を認定する。なお、単位認定シール発行手数料として1単位につき1,100円が別途、必要である。

10. 論文発表と学会発表の単位認定は、あわせてI期(新規の場合は4年間、更新の場合は3年間)10単位までとする。

Q&A

<p>日本女性薬剤師会の研修手帳に、他のプロバイダーが発行する研修シールを貼ってもいいのでしょうか？</p>	<p>どこの単位認定シールも全く同様にご使用いただけます。 ただし、本会の認定基準では新規で20単位以上（更新で15単位以上）の日本女性薬剤師会発行単位認定シールを添付していただくことで、新規認定申請（更新申請）が認められます。</p>
<p>他のプロバイダーが発行する手帳を、日本女性薬剤師会への認定薬剤師申請で使用することができますか？</p>	<p>本会の発行した単位認定シールを新規20単位、更新15単位以上貼ってあれば、CPCから認証されたどこのプロバイダーが発行した手帳でも認定申請を受け付けております。</p>
<p>他のプロバイダーの認定薬剤師ですが更新から受け付けてもらえますか？</p>	<p>すでに認定薬剤師を取得されている場合は、更新から申請することができます。 本会の申請条件は更新30単位中15単位以上を本会の主催・共催事業で取得していただくことになっていますのでご注意ください。</p>
<p>他のプロバイダーの認定薬剤師ですが認定更新を日本女性薬剤師会に申請した場合、他のプロバイダーでの認定履歴はどのように扱われるのでしょうか？</p>	<p>すべての認定履歴（新規認定年月日、更新回数）はそのまま引き継がれます。</p>
<p>新規申請のために認定単位（シール）を集めてきましたが、4年目のシールが5単位未満で、計40単位の履修ができませんでした。集めたシールはすべて無効となるのでしょうか？</p>	<p>出産、病気、介護、災害などの止むを得ない事由があると本会の認定薬剤師研修制度委員会が認めた場合、原則1年を限度としてその期間分は延長することができます。 3年ごとの更新申請も同様に、年間の履修単位が5単位未満であった場合は、その事由を申し出て、当該期間分を延長することができます。</p>

受講申込から認定までの流れ

受講申込	<p>薬剤師継続学習通信教育講座、薬剤師生涯学習コース（学術講演会、各種研修会）等の受講希望の場合は、各県女性薬剤師会または日本女性薬剤師会へお問い合わせください。</p>
------	--

認定要件	<p>(1) 初回申請 4年以内に40単位以上を取得（毎年5単位以上）。 40単位のうち20単位は、日本女性薬剤師会主催・共催の事業で取得。以後、3年ごとに更新が必要。</p> <p>(2) 更新申請 更新には30単位以上の取得が必要（毎年5単位以上）。30単位のうち15単位は、日本女性薬剤師会主催・共催の事業で取得。</p>
------	--

認定申請手順	<p>①日本女性薬剤師会認定薬剤師研修手帳（有料）を入手する。 *手帳は単位を集めた後に入手することもできる。</p> <p>②生涯研修認定単位（単位シール）を集める。</p> <p>③生涯研修認定単位を認定薬剤師研修手帳に貼付し、研修内容を記録する。</p> <p>④所定の審査手数料（11,000円）を振り込み、新規の場合は、認定薬剤師証新規申請書（様式1）・履歴書（様式6）、更新の場合は、認定薬剤師証更新申請書（様式2）を送付する。 *必要書類の各様式は本会ホームページ（http://www.jyoyaku.org）から入手できる。</p> <p>⑤認定基準に適合しているかを審議したのち、認定薬剤師として登録し、認定薬剤師証を交付する。</p>
--------	---

お問合せ先

一般社団法人日本女性薬剤師会 薬剤師生涯学習センター

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目2-17

喜助お茶の水ビル3階

TEL 03-5244-4857

FAX 03-5244-4077

E-mail : jwpa-cpc@kza.biglobe.ne.jp

URL : <http://www.jyoyaku.org>

認定薬剤師の申請手続き

認定の申請区分ごとに必要な書類および認定審査のための手数料を添えて、認定薬剤師研修制度委員会に提出してください。

申請区分	申請書	申請書の他に必要な書類	審査手数料
新規	様式1	①認定薬剤師研修手帳 ②履歴書（様式6） ③薬剤師免許の写し（コピー）	11,000円
更新	様式2	①認定薬剤師研修手帳	11,000円
再交付	様式3		11,000円

申請手順

(1) 審査手数料の振り込み

振込先：ゆうちょ銀行口座

口座番号：00160-5-317917

名称：一般社団法人日本女性薬剤師会

(2) 申請書に必要な事項を記入し、審査手数料の「振込票兼受領書」のコピーを申請書の裏面の所定の場所に貼付してください。

(3) 申請書およびその他の必要書類を添えて、簡易書留にて下記の宛先まで郵送してください。申請書到着後に受領の旨を e-mail 等で連絡します。

送り先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目2-17

喜助お茶の水ビル3階

一般社団法人日本女性薬剤師会 薬剤師生涯学習センター

認定薬剤師研修制度委員会 宛

(4) 申請書類様式1～6のひな型は諸手続きの際にA4サイズに拡大コピーしてご利用ください。なお、本会のホームページ

(<http://www.jyoyaku.org>) からもダウンロードして入手可能ですので、ご利用ください。

(5) 研修期間

①新規の場合

研修開始日は、研修を初めて行った日（初回研修単位取得日）とし、その日より4年以内に申請してください。

②更新の場合

認定薬剤師証に記載された認定期間の3年以内に更新を申請してください。

一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師研修制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師研修制度（以下「認定薬剤師制度」という。）に関して必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 一般社団法人日本女性薬剤師会（以下「本会」という。）は国民の健康への関心を高め、社会のニーズに応えることのできるように、自己研鑽を志す薬剤師に生涯学習の機会を提供するとともに、その結果を適切に評価し、薬剤師の資質向上、更にはわが国の医療の向上に寄与する。

(研修制度)

第3条 この制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認定認証機構（以下、「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行う。

(認定の基準)

第4条 日本国の薬剤師免許を有する者が、本会又は認証機構の承認を受けた機関において、別に定める一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師認定基準（以下「認定基準」という。）により、4年以内に40単位（うち本会が辞しする事業で20単位）以上単位を取得したと認められる場合は、本会会長が認定薬剤師として認証する。

(認定薬剤師証の有効期限)

第5条 認定薬剤師の有効期限は、3年とする。ただし、次条に定めるところにより、更新することができる。

(認定薬剤師証の更新)

第6条 別に定める認定基準により、30単位以上（本会が実施する事業で15単位以上）取得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新する。

2 薬剤師認証制度認証機構の更新についても、本会での更新を可能とする。ただし、その条件等は、本会の認定基準に基づくものとする。

(認定薬剤師証の交付)

第7条 認定薬剤師として認定した者に対し、認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師研修制度委員会)

第8条 本会に認定薬剤師研修制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置し、認定薬剤師研修制度全般について企画、管理運営に当たるとともに認定薬剤師の認定及び更新の審査にあたる。

2 制度委員会については、別に定める。

(認定薬剤師研修制度評価委員会)

第9条 この制度の改善充実に資するため、認定薬剤師研修制度評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 前項の評価委員会については別に定める。

(生涯研修認定制度評価委員会)

第10条 この制度の改善充実に資するため、生涯研修認定制度評価委員会を設置する。

2 前項の生涯研修認定制度評価委員会については別に定める。

(研修プログラムの提供)

第11条 本会が認定制度薬剤師の取得に必要なものとして提供する研修プログラムは、研修企画・運営委員会等本会の関係機関が協力して企画。実施にあたる。

(研修記録手帳)

第12条 認定薬剤師の認定を希望する受講者には、認定薬剤師研修手帳を発行する。

2 認定薬剤師研修手帳には、学習記録を受講証明書等により記録する。

(認定薬剤師証の申請及び更新の手続き)

第13条 認定薬剤師証を受けようとするものは、次に定める書類を提出するとともに審査料1万1千円を納入しなければならない。認定薬剤師証を更新するときも同様とする。

- (1) 申請書
- (2) 認定薬剤師研修手帳
- (3) 薬剤師免許証の写し
- (4) 履歴書

(認定薬剤師証の審査及び交付)

第 14 条 前条の申請があった場合には、制度委員会に置いて審査する。

2 審査は、毎年 2 回以上行う。

3 第 7 条に定める認定薬剤師証の交付は、制度委員会に置いて 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(認定薬剤師証の再交付)

第 15 条 認定薬剤師証を紛失、破損等した場合は、申請により再交付することができる。

(認定の取り消し)

第 16 条 認定薬剤師として認定された後、次号のいずれかに該当した場合は、制度委員会の議を経て認定を取り消すことがある。

(1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき

(2) 不正の方法で認定証を受けたことが判明したとき

(3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があるとみとめられるとき

(個人情報の管理)

第 17 条 本会は、個人情報保護法および関係法令並びに一般社団法人日本女性薬剤師会個人情報保護規程等に則り、受講薬剤師及び認定薬剤師の個人情報の管理を適切に行う。

(事務)

第 18 条 認定薬剤師研修制度に関する事務は、主として薬剤師生涯学習支援室において行う。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、認定薬剤師研修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 20 条 改廃は、理事会の議を経て会長が定める。

附則

1. この規程は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。(認証機構により認証を受けた日)

2. 平成 30 年 12 月 2 日 一部改正 (生涯研修認定制度評価委員会)

一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師認定基準

(目的)

第1条 「一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師研修制度に関する規程」(以下「制度規程」という。)第4条及び第6条に基づき、認定薬剤師の認定及び更新に必要な基準を定める。

(認定薬剤師の新規申請)

第2条 認定薬剤師の認定に必要な単位は、次のとおりである。

- (1) 4年以内に40単位(毎年5単位)以上取得
- (2) 40単位のうち本会が主催・共催する事業で20単位以上取得

(認定薬剤師の更新申請)

第3条 認定薬剤師の更新に必要な単位は、次のとおりとする。

- (1) 3年間で30単位(毎年5単位)以上取得
- (2) 30単位のうち本会が主催・共催する事業で15単位以上取得

(申請期間の延長)

第4条 第2条(1)、又は第3条(1)の年限内に出産、病気その他止むを得ない事由があると認定薬剤師研修制度委員会が認めた場合、原則1年を限度としてその期間分は延長することができる。

(単位の対象)

第5条 単位の換算の対象となるのは、第6条に定める本会又は認証機構から認証された機関が実施する事業に限るものとする。

(単位の換算)

第6条 単位の換算は、次のとおりとする。

- (1) 本会の主催・共催事業
 - ① 薬剤師生涯学習コース 90分 1単位
 - ② 薬剤師継続学習通信教育(通信教育) 15単位
 - ③ 薬剤師継続学習通信教育(自己研修) 5単位
 - ④ 薬剤師継続学習通信教育(論文入門研修講座) 2単位
 - ⑤ 研修会・講演会(シンポジウム、フォーラムを含む) 90分 1単位
 - ⑥ e-ラーニング自己研修 1コンテンツ 1単位

- (2) 論文発表
- ・主著者 (first author または corresponding author) 5 単位
 - ・共著者 2 単位

- (3) 学会発表
- ・発表者 2 単位
 - ・共同発表者 1 単位

※学会発表は、国内外の学会及び日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・日本女性薬剤師会並びにその他の学会等の主催する学術大会等での発表を認定する。

※論文発表と学会発表の認定はあわせて I 期(新規の場合は 4 年間、更新の場合は 3 年間) 10 単位までとする。

- (4) 他の認証機関の実施事項
- 新規申請では 20 単位、更新申請では 15 単位の範囲内で認定する。

- (5) その他新規事業については、認定薬剤師研修制度委員会で審議し、単位数を決定する。

(Web 会議ツールを使用した遠隔講義方式)

第 7 条 第 6 条 (1) - ①及び⑤、②におけるスクーリング講座については、非常事態 (自然災害、感染症のパンデミック、原子力事故などの災害等) の場合に Web 会議ツールを使用した遠隔講義方式を認めることがある。詳細に関しては別に定める。

(受講証明)

第 8 条 本会は、第 6 条 (1) - ①から⑥について単位を取得した場合は、制度規程第 12 条第 2 項による受講証明として、認定シールを発行する。

(単位の申請)

第 9 条 第 6 条 (2)、(3) 及び (4) の単位は、別途定める方法により、認定薬剤師の申請時又は更新申請時に申請する。

(認定シールの確認)

第10条 第2条及び第3条の単位の取得は、本会又は他の認証機関が発行した認定シールを「認定薬剤師研修手帳」に貼付することによって確認する。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、認定薬剤師研修制度委員会の議を経て会長が定める。

附 則

1. この基準は、平成24年12月14日から施行する。(認証機構により認証を受けた日)
2. 平成30年12月2日 一部改正 (第6条(1)④(論文入門研修講座))
3. 令和2年 9月6日 一部改正
 - (1) 記載方法の変更 条建てに変更、見出し追加
 - (2) 第4条 文言追加
 - (3) 第6条(1) 項目追加 (⑥「e-ラーニング自己研修」)
 - (4) 第6条(3) 文言修正
 - (5) 第7条 項目追加 「Web 会議ツールを使用した遠隔講義方式」
 - (6) 第7条の項目追加により、以後の条番号の繰り下げ
 - (7) 第8条 文言修正

様式 1

研修認定薬剤師 初回申請書

(西暦) 年 月 日

一般日本女性薬剤師会 薬剤師生涯学習センター長 殿

所定の単位を取得しましたので、様式 に基づき研修認定薬剤師証の初回の申請をいたします。

申請者氏名	フリガナ 氏名	印	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
氏名ローマ字表記	(姓)	(名)		
生 年 月 日	(西暦)	年	月	日
現 住 所	〒			
連絡先電話番号	(□自宅□勤務先)			
メールアドレス	@			

上記記入中、申請時に変更があった場合は次の()内の項目を○で囲んで下さい。(氏名・現住所・電話等)

1.取得単位	単位 (研修手帳または単位取得書を添付) (内訳) 日本女性薬剤師会 単位・その他 単位
2.薬剤師名簿登録番号	第 号 (年 月 日登録)
3.職業の分類	<input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 製薬企業 <input type="checkbox"/> 医療品卸 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()
4.特別な事由	<input type="checkbox"/> 出産・育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 病氣 <input type="checkbox"/> その他 保留期間 (年 月 日～ 年 月 日)
5.申請料納入	申請料納付年月日: 年 月 日 振込金額: 認定証のみ 11,000 円 認定証+ID カード 11,880 円 【ID カード希望の場合】別紙をお読みになり、同封してください。 振込先: ゆうちょ銀行 00160-5-317917 名称: 一般社団法人日本女性薬剤師会 「振込金受領証」の原本を所定の欄(裏面)に貼付すること。
6.添付書類	<input type="checkbox"/> 認定薬剤師研修手帳 (5の項目に該当する場合、証明する書類) <input type="checkbox"/> 薬剤師免許証の写し <input type="checkbox"/> 履歴書(写真を貼付)

ご自身の単位取得内容に相当する下記項目のすべてに、レ点をしてください。

<input type="checkbox"/> 調剤・製剤・DI	<input type="checkbox"/> 病態・症例	<input type="checkbox"/> 処方解析	<input type="checkbox"/> リスクマネジメント
<input type="checkbox"/> 薬剤指導管理業務	<input type="checkbox"/> コミュニケーション技術	<input type="checkbox"/> セルフマネジメント	<input type="checkbox"/> 在宅医療
<input type="checkbox"/> 医療・介護保険制度	<input type="checkbox"/> 業務関連法規・倫理	<input type="checkbox"/> 薬事・医療行政	<input type="checkbox"/> プライマリケア
<input type="checkbox"/> 東洋医学(漢方・生薬)	<input type="checkbox"/> 薬理学・基礎薬学	<input type="checkbox"/> その他 ()	

様式 2

研修認定薬剤師 更新 申請書

(西暦) 年 月 日

一般社団法人日本女性薬剤師会 認定薬剤師研修制度委員会殿

所定の単位を取得しましたので、様式 2 に基づき研修認定薬剤師証の更新の申請をいたします。

申請者氏名	ふりがな 氏名	印	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
氏名英字表記	(姓)	(名)		
生 年 月 日	(西暦)	年	月	日
現 住 所	〒			
連絡先電話番号	(□自宅□勤務先)			
勤務先名称				
メールアドレス	@			

上記記入中、申請時に変更があった場合は次の()内の項目を○で囲んで下さい。(氏名・現住所・電話等)

1.取得単位	単位 (研修手帳または単位取得書を添付) (内訳) 日本女性薬剤師会 単位・その他 単位	
2.初回認定薬剤師登録日・ 番号及び前回認定期間・ 機関名	初回登録日:(西暦) 年 月 日 第 号 認定機関名:	前回期間: 年 月 日～ 年 月 日 第 号 認定機関名:
3.薬剤師名簿登録番号	第 号 (年 月 日登録)	
4.職業の分類	<input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 製薬企業 <input type="checkbox"/> 医療品卸 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()	
5.特別な事由	<input type="checkbox"/> 出産・育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 病氣 <input type="checkbox"/> その他 () 期間: 年 月 日 ～ 年 月 日	
6.申請料納入	申請料納付年月日: 年 月 日 振込金額: 認定証のみ 11,000 円 認定証+IDカード 11,880 円 【IDカード希望の場合】別紙をお読みにになり、同封してください。 振込先: ゆうちょ銀行 00160-5-317917 名称: 一般社団法人日本女性薬剤師会 「振込金受領証」の原本を所定の欄(裏面)に貼付すること。	
7.添付書類	<input type="checkbox"/> 認定薬剤師研修手帳の項目に該当する場合、それを証明する書類	

ご自身の単位取得内容に相当する下記項目のすべてに、レ点をしてください。

<input type="checkbox"/> 調剤・製剤・DI	<input type="checkbox"/> 病態・症例	<input type="checkbox"/> 処方解析	<input type="checkbox"/> リスクマネジメント
<input type="checkbox"/> 薬剤指導管理業務	<input type="checkbox"/> コミュニケーション技術	<input type="checkbox"/> セルフマネジメント	<input type="checkbox"/> 在宅医療
<input type="checkbox"/> 医療・介護保険制度	<input type="checkbox"/> 業務関連法規・倫理	<input type="checkbox"/> 薬事・医療行政	<input type="checkbox"/> プライマリケア
<input type="checkbox"/> 東洋医学(漢方・生薬)	<input type="checkbox"/> 薬理学・基礎薬学	<input type="checkbox"/> その他 ()	

再交付（様式3）

認定薬剤師証再交付申請書

年 月 日

一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師研修制度委員会 殿

一般社団法人日本女性薬剤師会 生涯研修認定制度に関する規定第14条に基づき、認定薬剤師証の再交付を申請します。

申請者氏名	ふりがな 氏 名 印	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	英文表記（姓 名 ）		
生年月日	（西暦） 年 月 日		
現住所	〒		
連絡先電話番号	TEL（自 宅）：	FAX：	
	TEL（勤務先）：	携帯：	
勤務先名称			
出身大学名			
メールアドレス （携帯電話不可）	@		

*上記記入中、前回にくらべて申請時に変更があった場合には下記の項目を○で囲むこと

氏名 現住所 連絡先電話番号 メールアドレス

該当するものに☑してください。

1. 認定薬剤師登録番号	第 号
2. 再交付の申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3. 手数料納入	手数料納付年月日： 西暦 年 月 日 振込金額：11,000円 振込先：郵便局口座 口座番号：00160-5-317917 名 義：一般社団法人日本女性薬剤師会 手数料を郵便局にて振込、「払込兼受領証」の写しを裏面に貼付すること。

(様式4)

認定薬剤師単位取得申請書(論文発表用)

年 月 日

一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師研修制度委員会 殿

生涯研修認定単位として、資料(別刷り3部)を添付し、下記を申請いたします。

申請者氏名	ふりがな 氏 名	印	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	英文表記(姓 名)			
生年月日	(西暦) 年 月 日			
受理通知書等 送付先住所	〒			
連絡先電話番号	TEL(自宅):		FAX:	
	TEL(勤務先):		携帯:	
メールアドレス (携帯電話不可)	@			
日本女性薬剤師会認定薬剤師登録番号(取得の方のみ)				

掲載雑誌名	
発行年・巻・号・頁	(西暦) 年 巻 号 (~)
論文表題	
著者名(全氏名) 申請者の氏名には下線	

*論文は発表と学会発表の認定は合わせて1期10単位までです。

(下段は記入しないでください。)

日本女性薬剤師会 記入欄	受付日	年 月 日	受理番号	第 号
	許可日	年 月 日		

(様式5)

認定薬剤師単位取得申請書 (学会発表用)

年 月 日

一般社団法人日本女性薬剤師会認定薬剤師研修制度委員会 殿

生涯研修認定単位として、資料 (別刷り1部) を添付し、下記を申請いたします。

申請者氏名	ふりがな 氏 名 印	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	英文表記 (姓 名)		
生年月日	(西暦) 年 月 日		
受理通知書等 送付先住所	〒		
連絡先電話番号	TEL (自 宅):	FAX:	
	TEL (勤務先):	携帯:	
メールアドレス (携帯電話不可)	@		
日本女性薬剤師会認定薬剤師登録番号 (取得の方のみ)			

発表学会名	
開催年月日	(西暦) 年 月 日 ~ 月 日
発表日	(西暦) 年 月 日
開催場所	
主催団体名	
発表種別	<input type="checkbox"/> 発表者 <input type="checkbox"/> 共同発表者
添付資料	① <input type="checkbox"/> プログラムコピー <input type="checkbox"/> 抄録コピー (どちらかチェック)
	② 学会参加証のコピー

*論文発表と学会発表の認定はあわせて1期10単位までです。

(下段は記入しないでください。)

日本女性薬剤師会 記入欄	受付日	年 月 日	受理番号	第 号
	許可日	年 月 日		

